

これが「企業の労働110番」です



石田和彦

(一社)名北労働基準協会
ホワイト企業推進本部 本部長
RSTトレーナー

「はい、こちら企業の労働110番です」。聞き覚えのある声の電話の主は、10年来親しくさせていただいている、建設会社の専務さんでした。「知り合いの会社で、

無資格者がクレーンを操作して、死亡災害を発生させてしまった。この会社には今後どのような責任がかかるでしょうか」とのご相談でした。詳細は専務もわからないとの

ことでしたが、今後予想される責任等を説明しました。

労働安全衛生法では、一定の危険有害業務に労働者を就かせる場合には、資格取得や特別教育を実施するよう義務付けられており、無資格者、未教育者が作業することには、あつてはなりません。今回の労働災害では、どのような責任が問われるのでしょうか。

無資格者、未教育者の危険・有害業務従事による労働災害の責任

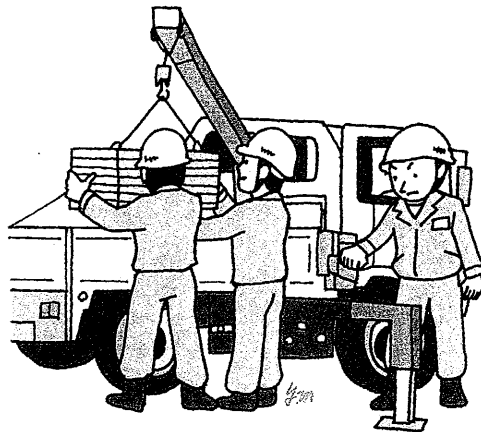
労働災害が発生した時、事業者が法律を守らなかった時や、守つていたとしても災害防止への努力が足りない場合、会社(事業者)は次のような責任(四重責任)を問われることがあります。

1. 刑事責任
労働安全衛生法の違反があれば刑事責任を追及

され、懲役、罰金刑に処せられる場合もあります。また、刑法の業務上過失致死罪に問われることもあります。

2. 行政責任

労働安全衛生法に基づき、作業停止命令や設備等の使用停止命令などの



行政処分が行われることがあります。また、行政指導(労働基準監督署からの是正勧告等)も行われます。

3. 民事責任(民事損害賠償責任)
労災保険給付の価額の限度で損害賠償の責を免

れますが、遺失利益、慰謝料など損害の全てをカバーしていかないため、労災給付を超える損害に関しては、民事上の損害賠償責任(不法行為責任・安全配慮義務違反)が問われます。

4. 社会的責任

指名停止や顧客からの取引停止等の社会的責任を追及されます。また、マスコミや世論の厳しい目にさらされ、企業の評判を著しく低下させ、自社労働者の信頼も低下します。

労働災害が発生すれば、様々な責任から決して逃れることはできません。多額の賠償金を支払うために、家財を売り払つたり取引停止によって会社が倒産したりするなど、悲惨な結果になるおそれがあるのです。事業者の四重責任を肝に銘じ日頃から十分な安全対策を施す

ことが、事業者であり雇用主の責務なのです。

なお、本年10月に全国産業安全衛生大会が12年ぶりに当地名古屋市中区で開催されます。この大会において、安全管理活動分科会の一部として標記テーマを題材に、愛知県下各労働基準協会役員等による迫真の演技と弁護士が解説を行う「労働劇波紋ある工場の悲劇」を上演いたします(10月29日13時~14時30分、名古屋国際会議場)。ぜひご覧いただき、労働災害の本物の怖さ、悲しさを実感し、御社のこれからの労働災害防止にお役立てください。

※「全国産業安全衛生大会」(本年10月28日~30日)のお問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。

イラスト・森沢康代